806
81

雑件録

二

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

雑件録

十六ノ二百。三
第十一棚

806
81

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

雑件録二

目次

一 安政六年十一月 精銅吹立ノ儀ニ付町奉行申立
　付 松田甚兵衛建白銀目位幣製造ノ事
一 明治元年一月 町兵取建一件
一 安政六年六月 阿峠地真加金上納方ノ儀ニ付町奉行申立
一 慶應三年十二月 諸高人身元金ノ儀伺

東京府
書記室

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

一慶應三年
十月　白魚屋數ノ者ニ付白魚役ヨリ願

一巳年
十月　学問所裡湯嶋三町目へ床店取建ノ義林大学
頭等ヨリ掛合

一元治元年
十一月　神田佐久間町河岸地ノ大砲附上納受負地ニ致
シ度トノ義ニ付往復　末尾ヨリ六枚目ニ口記書抜ニ舘脇八郎再申ニアリ

一文久三年
十二月　明石町ニ用地替地場所ノ義ニ付伺

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

雜件錄

東京府

書誌目録

國立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

未七月九日

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

一 新銭通用之儀被仰付古銭不困并差置
下直ニ可成事ニ候得ハ此上右様ノ
下ケ可申事
一 平生銭遣ひ共ニ相掛り候者ハ兼而
銭座ニ而も新規ニ可渡候へ共ニ而ハ
右様之儀申立候ハ差支之由ニ而仕兼候ニ付
之趣を以て申付ることのや

元文元辰年

辰 九月

元文元辰年江戸ニ而新銭吹方申付候以後
新銭之儀ハ鋳造

當辰ノ十月十日銭座相定ニおゐて吹始
銭ヲ通用ニ江戸町中右銭ニ不限
其の上世之内銭座吹方
但座ニ而ノ札ニ而仕銭吹始銭ニ而
此後當年中銭座ニ而吹始
ニ付候ニ付ノ札ニ而吹始致候

目附ゟ差出ス下ヶ札ニ案文相添可申
旨申渡ス
元文二巳年
午十二月

寳暦十二未ゟ明和二酉年迄諸留帳ゟ書抜

掛上
町奉行江

当時世上銭拂底ニ而末々難儀之趣
ニ付此度金座之者江請銭座被　仰付
候本所亀戸村当申年ゟ銭吹立之旨相
申渡候間為心得申達候

宝暦以前振合拾弐の帳ニ書抜

明和元年十二月廿六日松平右近将監殿ヲ以御渡候書付

町奉行江

此度銀座ニ而通宝銭吹立之候処

新銭之西并両替屋共両替致候間吹替

出来之分等当分相渡出来候

明和二年

酉七月廿八日

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

前々年々湯分振町中江申達候

八月

右之通ニ付御触書写し右町中可触知者也

八月

右御領分諸浪人共ゟ召抱遣置候儀ニ付町中
家持共ハ不及申借家店借裏々迄入念可申
急度申渡置候事ニ而御触御座候ニ付其旨可申

年々迄浪人町中ニ差置候事ニ而召抱候者有之候ハゝ
店借之者何様之由申立候共御触之通
町中迄判ニ而名前書上申候様可仕候

八月

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

元文元年辰十月言上帳ニ書抜

元文元年辰十月九日夜七ツ時之
一 十万坪新田庄屋年七代八郎右衛門
十右衛門加七ヶ之上ニ而明日浅草寺ニ而后庄
ニ付今夜浅草大勢ニ而集り
庄屋籾門九ツ時分ニ押破り中ニ而御
中宮御拝之の入人ニ押倒シ縄入候シ
未なり御年以後上野当度ニ上ニ而頭候

就清蔵之の南部彦八郎次郎様
引合可申旨申遣之候
元文元巳七月
中務印
伊豆印
左近印
関兵部殿
一柳主税殿
小出主膳殿

未十一月八日晩七ツ半八日昼九ツ時ニ仰渡
袋上
上

松田吉三郎

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

抑樺桜祠者ニ候処右ハ至而極宝数候ニ付
樺桜ヲ二ツニ切中ヲ附石ニ仕候処同様ニ
光沢ニ而有之候而今日異国ニ而も上京之金ニ而之
候処文長清春より年ニ至金拾小判
並大判金ヲ持帰り其金ニ而異国之
金ヲ加ひ候処上京ニ致候様ニ成り居候

而精候方ニ而ハ手製之祠ニ而金ヲ余計ニ
並加ヘ候処ニ而ハ異国之金よりも上京ニ
相成ニ付中ニ而祠ニ而金ヲ差加ニ而金同様之
光沢ニ候処ニ付殊数年来考候方手練
致し居候処揚ケ候ニ付他金ヲ以形チ八分位
ニ致し仕揚ケ精銅金ニ而総体隅迄上面通用之

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

別段古銅吹所
銅座人勤方
松岡甚之丞

銅を吹極金色ニ吹揚候見本中上六番附
松岡甚之丞

銅之吹様合色ニ吹揚ケ候儀存寄申上候書付

一 右合之内金銀之儀者至宝ニ而申上候ニ者
義無之候得者性合程之義不存候得共
銅共吹様候得共去秋国相ニ取計申候
右ニ付続キ銅之儀者色々ニ用方御座候
而至利益不少義ニ而上者国之為ニ性合

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

銅山金合之山出銅凡三十万貫目程
製錬仕候処是迄蔵元之多分有之候ニ付
右之内三分程而相損之吟味仕右
同年者五貫目ニ而金四匁加ニ相成程
合吹仕候処地金之元備仕候処去ル
五匁与見積り凡金三百五十貫目余位

之候上ハ之相成候而割合金銀銅代
等諸手数諸失御仕金五千万両余程
も相見候ニ付凡積りニ而御座候

一 合銀同通用ニ而金之銀同様ニ而相成候當
諸事備米ニ而諸品売出候ニ而も之儀也
一 銅之仕利ニ而之益利与上ケ方御座候

三ヶ条銀通用ニ付併利別段
之義敷通用致候ニ付廣く弘り候を
當世英才之注解ニ而相成候段
奉存候

一 右儀ニ付銀通用之義江結出候上
御定之内ニ以諸国御大小名様方ニ

此高ニ應シ一万石一万枚ニ金利足之高
此貸渡シニ而相成候ニ付被下置候處
其上頼探候処金ニ岸大津米ニ而ニ高
右探之町人先而應ニ而限應シ
金利足之此貸渡ニ而相成千ヶ年之
内利年分金高ニ應之諸納之所金

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

五ヶ年間ハ　百万毎　口
六ヶ年間ハ　百三十万毎　口
七ヶ年間ハ　百六十万毎　口
八ヶ年間ハ　百九十万毎　口
九ヶ年間ハ　弐百弐拾万毎　口
拾ヶ年間ハ　弐百五十万毎　口

拾ヶ年間ハ　弐百八十万毎　口
拾一ヶ年間ハ　弐百九拾万毎　口
拾二ヶ年間ハ　弐百九拾万毎　口
拾三ヶ年間ハ　弐百九拾万毎　口
拾四ヶ年間ハ　弐百九拾万毎　口
拾五ヶ年間ハ　弐百九拾万毎　口

一　拾五ヶ年間弐百九拾万毎
之外ハ　弐百八拾万毎　口
拾六ヶ年間ハ　弐百七拾万毎　口
拾七ヶ年間ハ　弐百六拾万毎　口
拾八ヶ年間ハ　弐百五拾万毎　口
拾九ヶ年間ハ　弐百四拾万毎　口
弐拾ヶ年間ハ　弐百三拾万毎　口
弐拾一ヶ年間ハ　弐百弐拾万毎　口
弐拾二ヶ年間ハ　弐百拾万毎　口
弐拾三ヶ年間ハ　弐百万毎　口
弐拾四ヶ年間ハ　百九拾万毎　口
弐拾五ヶ年間ハ　百八拾万毎　口
弐拾六ヶ年間ハ　百七拾万毎　口
弐拾七ヶ年間ハ　百六拾万毎　口
弐拾八ヶ年間ハ　百五拾万毎　口
弐拾九ヶ年間ハ　百四拾万毎　口
三拾ヶ年間ハ　百三拾万毎　口
三拾一ヶ年間ハ　百弐拾万毎　口
三拾二ヶ年間ハ　百拾万毎　口
三拾三ヶ年間ハ　百万毎　口

一　拾五ヶ年間弐百九拾万毎
之外ハ　弐百八拾万毎　口
拾六ヶ年間ハ　弐百七拾万毎　口
拾七ヶ年間ハ　弐百六拾万毎　口
拾八ヶ年間ハ　弐百五拾万毎　口
拾九ヶ年間ハ　弐百四拾万毎　口
弐拾ヶ年間ハ　弐百三拾万毎　口
弐拾一ヶ年間ハ　弐百弐拾万毎　口
弐拾二ヶ年間ハ　弐百拾万毎　口
弐拾三ヶ年間ハ　弐百万毎　口
弐拾四ヶ年間ハ　百九拾万毎　口
弐拾五ヶ年間ハ　百八拾万毎　口
弐拾六ヶ年間ハ　百七拾万毎　口
弐拾七ヶ年間ハ　百六拾万毎　口
弐拾八ヶ年間ハ　百五拾万毎　口
弐拾九ヶ年間ハ　百四拾万毎　口
三拾ヶ年間ハ　百三拾万毎　口
三拾一ヶ年間ハ　百弐拾万毎　口
三拾二ヶ年間ハ　百拾万毎　口
三拾三ヶ年間ハ　百万毎　口

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

天下
泰平

地全離形

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

未十二月八日政七郎ニ而高寿江相渡

覚上

御出之上ニ付御酒益御見舞申上年寄

御益筋之儀愚案申上候書付

松田喜濤

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81
ガラス使用

御益筋ニ相成候薬中上ケ書付

一 今般
御守丸御薬上年名人ニ被仰出候ニ付
唐薬仕候ハ、薬ゟ年中上等ゟ精調合吟味被成
為撰合候節ハ　仰付有之候ハ、為も細工場所
有之候ハ、諸方連ニ年中売立ニ相成一ヶ年五歩
通用ハ　仰付候様ニ而金銀五万両も売立方ニ

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81
ガラス使用

右吹方之儀 仰付世上ニ廣ク融通仕候得ハ
一統潤ニ相成候處能有之筈ニ付追々吹立之
分諸国金銀山ニ元入金ニ貸渡シ掛候ハヽ
山方金銀莫大之出高ニ相成可申与奉存候
金銀山之儀ハ先ツ以奥羽金銀山信濃越後并
丹波生野其外之金銀山之稼方元入次第ニ而方有
之候得ハ遠近共追々出方多ク右山々之稼方相續

致萬民残休山同様ニ稼方相仕候ハヽ益
近来金銀出方無之候ニ付金銀拂底ニ而国民
困窮仕候右ニ付先達而年中上書ヲ以精銅会吹立
之儀申上置候儀ニ付 仰付一年ニ吹立方御免被成下候ハヽ
一ヶ年ニ而通用之見込ニ而一ヶ年三百万両宛も相遣
上納仕候様追々吹立之儀 仰付右通用之精銅
金ニ而諸国出銀主稼方江貸方限無三ヶ年之金

右吹立方之儀　仰付世上江取弘り融通仕候得ハ
一統御仁恵之程難有仕合奉存候、猶追々吹立之
分諸国金銀山江元入金ニ而貸渡し候様相成候ハヽ

右之通ニ而御上江奉願候
拝借願奉り候ハヽ御申
之上ニ而可申上候

之儀当節之儀　仰付一年ニ吹立方御免被成下
一ヶ年分通用之見込ニ而一ヶ年三百万両宛ニ而遣
上納仕候程追々吹立之儀　仰付右通用之程相
金之儀諸国金銀山主稼方之義者限年三ヶ年之金

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81
ガラス使用　挟み込み物

銀ヲ潰シ銀吹所并銀座金銀座惣相而者
仕者致難儀ニ而買上候 作付ヲ以て莫大之集高ニ
相成年々莫大ニ及候買上ケ之節金銀共
吹被上候ニ吹極之上ニ而買上候ニ付買上
被 作付ヲ以て追々斷之去地ヲ而諸無究之去地之儀
御買上御座候ニ付ヒ補ヲ以て所持致居候者共ゟ
可差出候与奉存候尤買上御座候而も相済

金銀拂底ニ及去地之分金銀札ニ而賣
買仕候ニ付自然と手数ニ而所持仕候
品々住居ニ而知在遍通用之筋も無之諸国ニ而も
所之儀願立候分精略致候而買集候
作付ニ相成候ニ付多分之集高ニ相成候ニ付
年数ヲ経上ケ候ニ付金銀潰し金銀年々
多分之上納方ニ相成候ニ付年数ヲ経而精

銅会吹立之儀当節者 御附有之ニ而為之
吹立場所有之ニ付重之充職ニ而年中拾五
万斤之吹立上納仕候明年子春ゟ吹立仕ニ而
弐百万斤之吹立上納仕候明後年ゟ三百万斤
宛之吹立諸入用之名拍上納仕候而綸吹旅ニ而
正金之儀ハ除不申其外代金之重之上納仕
吹立ニ而元銅之儀ハ明年ゟ秋田銅弐拾万斤

南部銅弐拾万斤都合四拾万斤宛一ヶ年
迄銅者 御付ニ而浮之銅惟永撰吹方仕ニ而為
差支無之当節差障吹立ニ而銅之儀ハ秋田
南部ゟ此節之大坂表ゟ迄銅送有之ニ而為
秋田荒銅拾万斤南部荒銅拾万斤都合
荒銅弐拾万斤ハ其之外迄しニ而根太坂銅座ニ
者 御付有之ニ而浮之明年秋田南部ゟ当地ニ

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

一

荒銅吹立仕法書

一 秋田南部銅山之内ニ而金銀気有之候荒銅

拾六貫目　但此斤数百斤

代銀銭百四拾弐匁三分

右を間吹ニ而惣銅吹抜ニ而得候凡四貫三百目　但此定壱限口銀花

種々吹職手前ニ而

右吹立入用

銀七拾五匁五分　　吹大工壱人
銀七匁五分　　指手伝弐人
銀五拾匁　　炭拾俵六貫目入
壱俵銀五匁宛
銀三匁六分　　飯料壱人ニ付壱匁弐分宛
銀拾壱匁五分　　道具代鞴并波原ム
諸色
〆銀八拾九匁壱分

一右拾壱貫七百目小吹ニ仕立

内五百目程吹減
残ル拾壱貫弐百目　　正味銅

右吹立入用
銀拾弐匁　　吹大工壱人
銀六匁　　指壱人
銀三匁　　手伝壱人
銀弐拾五匁　　炭五俵六貫目入
壱俵銀五匁宛

銀弐拾五匁　紫雉石五百目

但極々麁製并諸入用共

銀三匁六分　傭料三人分

銀九匁五分　瓶造奥鉢并皮
硬去淵葉代

〆銀八拾四匁三分

一 右吹小吹二口入用合銀百六拾四匁弐分

荒銅百貫目代銀弐百四拾弐匁三分

二口〆銀四百六匁五分

右之正味銅拾壱貫弐百目吹上ヶ

右銅壱貫目付代銀三拾六匁弐分九厘二毛九

但之差味銅ヶ中留ル処ニ吹キ中ニ而相違

味銅之之性合取遠較ニ而海共差味銅之儀ニ

未見得申ニ

一 吹揚ヶ正味銅ニ吹加之ニ而荒程四味

代銀九拾四匁壱分七厘

一 正味銅壱貫目ニ付代銀三拾六匁弐分九厘

二口合 代銀百三拾匁四分四厘

一 右之糶銅之吹方ニ吹立候ニ付棹製仕候葉種
加味仕一吹四貫目宛四吹ニ吹立申候右吹減細
工減百三貫目程減候而正味拾三貫目ニ相成申候
右之内百拾弐貫目ニ而子年分之見積御用ニ
相成残り壱貫目ニ細工屑御預ケ相成居候
ニ付追々吹出し御用ニ立申候全三貫目之減切ニ
相成壱貫目之細工屑而残居候右拾六貫
目之代銀之内分可差候代銀ニ相成候
右拾六貫目之代銀弐貫八拾匁四厘
右之内拾弐貫目之 全御用立
三貫目之 全減切ニ相成

壱貫目ニ
細工屑并粉ニ而減候
此高追而出来之上相届申候
分
右壱貫目之代銀百三拾五匁四分四厘壱拾六
貫目之代銀之内引去り而拾弐貫目之代銀
唐之通
糙銅拾弐貫目之代
銀壱貫九百五拾六匁五分六厘
但正味銅荒䋎類并荒䋎再製仕候

手當并炭薪諸入用并吹立五百六拾弐匁
鞴諸道具修料諸雑費ニ而唐之代銀壱貫
申候
一 糙銅拾弐貫目　地金
九分五厘ニ而見込分五厘ハ数九拾壱貫弐分
糙之九匁五分ハ潰ニ而唐仕上ル足九百弐拾匁位
ニ而右賃銀諸道具并炭薪飯米

諸色見積左之通

一 銀四貫三百五拾六匁程　右諸品〆り

一 銀壱貫九百五拾六匁六分　地金銅拾弐貫目代

一 銀弐百七拾五匁程　彫師職人

一 銀百弐拾五匁程　鍛冶職人

一 銀百五拾匁程　彫師手間
鍛冶手間

一 銀弐百五拾匁程　形地鋳代

一 銀弐貫百拾弐匁　諸金四拾八匁代
四口之価

七口
〆銀九貫弐百拾八匁六分

此金百五拾三両弐分ト銀八匁六分

一 唱之地金之儀ハ秋田南部銅山之荒銅
弐拾万斤宛殆合四拾万斤宛年々出銅之訳
作付ニ得之地銅之高ハ四ヶ年ニ而凡四拾万斤

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81
ガラス使用

惣し御出金（一合）高之内並之根本取上ヶ御用ニ
限甘之儀茂五産之為ニ御差繰有之候〆儀茂
年代ニ武拾人余茂五拾ニ外職方ニ相成人
数多之者五拾中之在ニ而飯料諸雑費ニ
離ニ付之是ニ御場所ニ而儀茂難儀ニ而大
破ニ茂御ニ入用年數上之渡方御座候ニ而
年限ニ而相任之心得ニ而産之為ニ年ニ付年々上納

別段古銅吹所
銅座人勤方
松田甚之濱

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

明治元年一月

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』 請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

就近江殿在所役人共ゟ紙付差出相模守

且田嶋前田善兵衛様ニ付当館陽子生役所ゟ之ゟ来ル

此段

浅ゟ小笠原仕置状致候申上

卯

十二月

井上信濃守

駒井相模守

信濃守
相模守

所兵衛店ニ罷在候者共相尋候向中者之御尋ニ付

手組之手当有

井上信濃守

駒井相模守

一 御書付 作事奉行 徒士頭

書院番頭所添

下谷御成道町

松平地借

伊兵衛

山崎屋所

豊島屋地借

源次郎

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

急速可立触候、尤町内之諸綱等
町兵衛方ニ而差添遣候事
買取候者有之候ハゝ早々可申出、町内之諸綱者
夥敷在之、住居者違十分之行届共候得
乃急速可被相触候

卯
十二月

信濃守
相模守

市中ニ而町兵衛方ニ付候鉄砲并鉄炮玉之儀
去ル十二月

井上信濃守
駒井相模守

南
北町奉行
御掛り

市中之町兵衛店立迄付在候向ニ而正一ハ統
去後而今は申上候ニ付売買禁止ニ付
急速被相触候、右之通被仰渡候間、右之旨可被相心得候

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑件録』　請求記号 806-81

ガラス使用